

メディア・イベントと異議申し立て活動の報道

三谷 文栄*

1. はじめに

2013年12月、新語・流行語大賞のトップ10の一つに「ヘイトスピーチ」が選出された。新語・流行語大賞とは、1年の間に社会で広く用いられ、話題に上ったものを選ぶものである。こうした賞に選出されるほど、日本社会で「ヘイトスピーチ」という言葉が用いられたことを意味する。それは、「ヘイトスピーチ」が大々的に報道され、多くの人々がそこに関心を寄せたことを示している。すなわち、ここに「ヘイトスピーチ」が現代社会——メディア社会——において、いかなる争点とみなされているのか、そしてそれはどのような政治的機能を果たしているのかを検討する今日的意義がある。

本論は、メディア・イベント論の観点からヘイトスピーチ活動をめぐる報道の分析を行うものである。メディア・イベント論は「祝祭的」な出来事を大々的に報道することを通じて社会の「統合」を促すとする理論であり、これまで多様な領域で分析枠組みとして用いられてきた。例えば、皇太子の御成婚パレードといったような祝祭的なものや、イギリスのホロコーストの犠牲者を追悼する「ホロコースト・メモリアル・デイ」など、国家において重要なイベントを対象にメディア・イベントの観点から分析が加えられている（吉見 2002; 大石 2005）。しかし、近年、そうした「祝祭的」な出来事のみならず、戦争やテロ、災害、異議申し立て活動といった「祝祭的」ではない——分裂的で混乱を促す出来事（disruptive event）も、メディア・イベントに含められるようになってきている（Katz and Liebes 2010; Stepinska 2010 など）。日本においては、メディア・イベントの研究が精力的に進められているが、その多くがメディア史の観点から分析している（津金澤編 1996; 2002 など）。また、近年では音楽フェスやゲーム実況などを、メディア・イベント概念を用いて分析する研究も発表されている（飯田・立石編 2017）。こうした例にみられるように、日本においては「祝祭的」な出来事が中心となって分析されており、混乱を促す出来事についてメディア・イベントの観点からの分析が進められているとはいえない。

本論では、メディア・イベントの観点から分裂や混乱を明示する出来事の一つである、異議申し立て活動を分析する。以下では、近年のメディア・イベント論の理論的發展を概観するとともに、「祝祭的」ではない出来事をメディア・イベント論で分析する枠組みを提示する。その際、メディア・イベント論の社会的機能である「統合」に加えて、近年新たに注目されている「分裂」の機能に焦点を当てる。事例としては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立した2016年に神奈川県川崎市で行われたヘイトスピーチデモ（以下、ヘイトデモ）とカウンターデモ（以下、カウンター）をめぐる報道と、インターネット上の反応を取り上げ、いかなる「分裂」が生じていたのかを明らかにすることである。

* みたに ふみえ 助教

2. メディア・イベント論の分析の視座

2-1. メディア・イベント：祝祭または混乱

メディア・イベントとは、人々が日常を中断し、そのイベントを注視するようになるほど大規模なオーディエンスを獲得するイベントを指す。⁽¹⁾メディア・イベントは生中継で放送され、オーディエンスは遠くで生じているイベントを経験する。メディア・イベントは、メディア組織の外部の組織によって計画され、事前に予告されることによって、そのイベントの現場にメディアを招待し大々的に放送、報道されることにつながるのである (Dayan and Katz 1992=1996: 18-21)。

ダニエル・ダヤーンとエリユ・カツ (1992=1996: 23, 56-57) は、放送メディアを対象にした古典的な研究において、祝祭的なイベントの予定がメディアに伝えられ、メディア側が大々的に取り上げて放送することで、イベントは歴史的なものとして宣伝され、それによって広範なオーディエンスの心を揺さぶるとしている。メディア・イベント論において、祝祭的なイベントが重視された背景には、社会の統合を促す「祝祭」を中心とした「儀礼」に着目したためである (同: 13)。機械的紐帯が分化した現代社会において、大々的なイベント (儀礼) が行われることによって、人々に「共通」の感覚を与え、それにより同じ社会に属している社会的統合がなされるとしている。重要な点は、社会的統合は既存の社会秩序が維持されることによって促されるという点にある。すなわち、広範な報道を通じて、オーディエンスである国民の間にメディア・イベント (儀礼) に含まれるメッセージへの支持が生み出され、オーディエンスに社会的規範を受け入れさせる。結果として、社会の統合を促し、社会とその権威に対する忠誠が更新されることになる (同: 23)。

このように、メディア・イベントは、大々的に放送され、大規模なオーディエンスを獲得する「祝祭」を分析する枠組みとして提示され、発展してきた。しかし、近年、インターネットを中心としたコミュニケーション技術の発達と世界情勢の変化を受けて、メディア・イベント論に以下のような批判が加えられている。

第一に、現在のメディア環境において、大規模なオーディエンスの獲得が困難になっているということが挙げられる。インターネットを中心とするコミュニケーション技術の発達を通じて、「生中継」を視聴するという共通の経験の可能性が減少している。こうした状況の背景には、メディア不信も存在する。すなわち、メディア・イベントは祝祭的なものであり、「重大なもの」として放送されるが、既存メディアが提示するものに対して否定的にとらえる見解がインターネット上で見られることは少なくない。「大規模な」オーディエンスを魅了するようなイベントの開催は、より困難となったのである。すなわち、「歴史的な」祝祭の生中継が有していた「アウラ」が喪失し、多くのオーディエンスを「魅了」する「魔法」が失われたのである (Katz and Liebes 2010: 34; Dayan 2010: 28)。

第二に、冷戦終結以降の国際情勢の変化を受けて、テロや戦争が「生中継」で「現場」から報道され、インターネット上に拡散することは少なくない。また、自然災害が発生した場合には、その現地の状況がスマートフォンなどを通じて撮影され、インターネット上にアップロードされる。現地の状態がテレビや新聞といった既存メディアが報道する前に、インターネット上で話題になることも多い。すなわち、オーディエンスが日常を止めてメディアを注視するような出来事は、祝祭的なイベントのみならず、戦争やテロ、自然災害といった混乱を生む出来事、ニュースも含まれるのである。

メディア・イベントにニュースとして報道される出来事は含まれるのかという点⁽²⁾に関して、メディア・イベント論の提唱者の一人であるカツは「衝撃的なニュースのイベントは、統合的ではなく分裂的である。そして、セレモニー的イベントとは異なり、あらかじめ計画されたものではない。……つまり、それらは異なるジャンル」だとしていた (Katz and Liebes 2010: 33)。しかし、そのイベントが統合的で祝祭的であったとしても、大々的に行うことでニュースとして報道される場合もある。祝祭的なイベントを含めたあらゆる出来事は、ニュースとして報道される可能性があり、境界線はあいまいである。また、祝祭的なイベントであったとしても、イベントの主催者と対立する物語を提示する社会運動が展開されることもあれば、テロの対象となり大きな注目を集めることももある (Scannell 2014: 217-218)。すべてのオーディエンスがメディア・イベントを通じて、社会統合へと促されるわけではない。むしろ、メディア・イベントが提示する物語とは異なる、対立する物語を想起するオーディエンスも存在する (Sonnevend 2018: 123)。すなわち、「統合的」な「祝祭」ではなく社会の「分断」「分裂」を明示する「衝撃的な」出来事をメディア・イベントの分析枠組みに加える必要があるのではないかと問われているのである。こうした状況を受けて、現在のメディア・イベントは、それがいかなる機能を有するのかを事前に予測することは困難であるとも指摘されている (Evans 2018: 142)。

カツは、こうした研究動向を受けて、前述の議論を修正し、メディア・イベントとニュースの差異化が妥当であったとしても、祝祭的なもののみならず、大きな分裂的なニュースイベントもまたメディア・イベントに含まれるほどのものであることは明らかであると述べている (Katz and Liebes 2010: 33)。そして、「分裂的な」メディア・イベントの例として「テロ」、「自然災害」、「戦争」「異議申し立て」を挙げている (同: 33)。「分裂的な」メディア・イベントは社会の統合を促すわけではなく、受け入れがたい様な分裂や絶望の噴出なのである (同: 39)。「テロ」のメディア・イベントにおいては、テロが生じると、メディアでは繰り返しテロの現場が報道される。また、現場で被害者を救助するレスキュー隊員はヒーローのように取り上げられ、専門家や政治家に対するテロが生じた原因などに関するインタビューが放送される。テロ発生直後からのこうした一連の報道は一定の持続性をもって行われ、そしてある程度パターン化される。このパターン化された報道は「自然災害」「戦争」にも見られるものである。こうしたパターン化された、儀礼的な報道をタマラ・リーブスは「災厄マラソン (disaster marathon)」と名づけている (Liebes 1998: 71)。災厄マラソンが生じると、その報道を通じて出来事に対して何らかの対応策や支援策を提示するように政府へ圧力がかかる (同: 81)。しかし、そうした報道を口実に政府は行動し、「悪」に対峙する政府は自らの支持を獲得する可能性もある。分裂的な出来事が発生し、災厄マラソンが展開されることによって、その出来事は「分裂的メディア・イベント」となる (Couldry 2003: 72-73)。

2-2. 異議申し立て活動の分析枠組み：メディア・イベントの観点から

カツとリーブスは、テロ、自然災害、戦争に加えて「異議申し立て活動」も分裂的メディア・イベントの一種として位置づけている。しかし、「ここでは詳細を述べない」としており、詳細な言及は上述の三つのみに限定されている (Katz and Liebes 2010: 36)。それでは、異議申し立て活動の報道は、メディア・イベントの観点からどのように分析できるのであろうか。

これまで述べたように、メディア・イベントは社会の統合を促すものである。それは同時に、社会に属する「我々」を構築することを意味する (Dayan 2010: 28)。メディア・イベント論においては、国民国家レベルの社会に属する「我々」が構築される。換言すると、メディア・イベント論で想定されているテレビを通じた儀礼は国民に向けて行われているものである。このメディア・イベント論における「我々」の構築機能と深く関連するのが、「儀礼」概念である。

儀礼という観点からコミュニケーションをとらえた場合、コミュニケーションとは情報伝達のみならず、社会の秩序の維持に寄与するとされる (Carey 2009: 15)。メディア・イベント論の場合、祝祭的な儀礼をメディアがオーディエンスに伝えることで、社会において「我々」が構築され、社会の「統合」が促され、秩序が維持される。それに対し、現代の分裂した社会の状況を考慮すると、社会を一枚岩として捉えることはできないのではないかと指摘し、異なる観点から「儀礼」を捉えたメディア・イベント概念も提起されている (Hepp and Couldry 2010: 4-5)。メディア理論の研究者であるクドリー (2003; 2012=2018: 118) は、儀礼の社会の統合という機能を認めつつ、儀礼のパフォーマンスの点に着目し、儀礼を「パターン化された行為」と「理解のフレームワーク (framework of understanding)」から構成されるものだと定義している。ここでの「理解のフレームワーク」はデュルケーム (1912=2014) の「聖なるもの」と「世俗のもの」が異なるカテゴリーとする議論を参照にしたものである。メディアの儀礼においては、メディアが権威的に構築した表象やカテゴリー (例えば「メディア」と「日常」というカテゴリー) を通じて、「他の実践が固定化される」のである (Couldry 2012=2018: 125)。これらのカテゴリーの根底にはメディアに関連した価値観が存在しており、パターン化された行為 (パフォーマンス) を通じてそうした価値観への注目を促すのである (Couldry 2003: 26, 29)。

この定義には、儀礼が社会を統合するという機能が明示されていないが、クドリーによると、こうした一般化された儀礼の定義こそが「儀礼が有する潜在的な重要性を説明しうる」としている (Couldry 2012=2018: 118)。すなわち、我々の日常生活の中で潜在的に影響を及ぼしている、日常の中で実践されるパターン化された行為や理解のフレームワークとしての儀礼の重要性を示したのである。このように儀礼を定義した上で、メディア・イベントを「メディアを介して伝達される状況に依存した、厚みのある、そして中心化を行うパフォーマンスを指す。それは多様なメディア生産物を横断し、広範かつ多様なオーディエンスや参加者の多くに影響を与える特定のテーマの中核への注目を促す」と定義している (Hepp and Couldry 2010: 12)。

重要な点は、このメディア・イベントの定義においては、「特定のテーマの中核」に注目を促すことで社会の秩序の維持に寄与すると考えられているが、社会における複数の秩序の存在を前提としていることである (Hepp and Couldry 2010: 5; Couldry 2012=2018: 108)。オーディエンスが多様化し分極化した社会において、国民国家レベルの社会の統合が困難である。メディア・イベントを通じて、儀礼が向けられているそれぞれの社会において秩序は維持され、統合が促進される。すなわち、複数の社会の秩序が維持され統合が促進されることで、国民国家レベル、またはグローバルなレベルで見ると、社会間や国家間の差異、すなわち分裂が明確化されることを意味するのである。

こうした観点はメディア・イベントとしての異議申し立て活動の分析枠組みを考える際に重要なものとなる。なぜなら、異議申し立て活動とは、国民国家で広く共有されている価値観や社会の意

味づけに対して、異議申し立てを行うことを指すのであり、その活動への参加者は異なる意味づけを求めているためである。その異議申し立て活動が社会で広がらず、批判されるという結果に終わったとしても、その「主催者」の社会や組織、集団は、「異議申し立て」を行ったことにより統合が促される。また、その異議申し立て活動の主催者や参加者の集団的凝集性が高まることで、より一層差異が明確となる。換言すると、異議申し立て活動が広く注目されることで、国民国家における個人間、集団間、組織間、社会間の分裂が明示されることになる。

こうした観点から本論では、「分裂的な」メディア・イベントの一つである異議申し立て活動の報道を取り上げて分析を行う。異議申し立て活動の一つである社会運動は、参加者にとって「祝祭」や「イベント」の側面が存在することはすでに指摘されている（毛利 2003）。参加者にとって、その活動の目的に何らかの貢献をすることよりも、「参加」という点が重視され、イベントとなっている異議申し立て活動がメディアで大きく取り上げられ、報道される。その結果、「パターン化された行為」と「理解のフレームワーク」が見出され、報道が儀礼化する。それにより支配的な意味づけを勝ち得た社会の凝集性が高まることとなる。その一方で、意味づけが劣勢となった集団や組織、社会においては、その支配的な意味づけに対する不信や不満、反感が高まり、それらの間で凝集性が高まる。ただし、その意味づけをめぐる闘争の結果は一時点のものでしかない。時を経ることにより、その支配的な意味づけに対して対抗的な意味づけが提示され、新たに意味づけをめぐる闘争が生じる。こうした一連の意味づけをめぐる闘争の過程を通じて、国内における分裂的な状況が明確化することになるのである。

3. メディア・イベントとしての異議申し立て活動

3-1. 日本における近年のヘイトスピーチ

本論では、異議申し立て活動の一つとしてヘイトデモを対象に、分裂的で混乱を生じさせるメディア・イベントの機能——すなわち、社会の「統合」に寄与したのか、または社会の「分裂」を明示し促進させたのかの考察を加える。ヘイトスピーチを民主主義社会における正当な政治参加の一つとして捉えることの妥当性は、十分に考える必要があるだろう。以下に示すように、ヘイトスピーチとは、差別を扇動するものであり、平等を享受する民主主義社会である以上、道徳的に許されるべきではない。しかし、平等を重視する社会であるからこそ、ヘイトスピーチが「社会問題」として認識され、争点化するのも事実である。すなわち、ヘイトスピーチは民主主義社会の中から生じる問題の一つでもある。ヘイトデモの目的は不合理で非道徳的なものであったとしても、それを広く訴え政治に反映させようとする動きは、政治参加とも言える。加えて、カッツらの「異議申し立て活動」の例に既存の秩序を否定的に捉える運動として「革命」が挙げられていることから、このカテゴリーには多様な活動が含まれている。これらの理由から、本論では、「分裂的な」メディア・イベントの一つの事例としてヘイトスピーチデモを取り上げる。

ヘイトスピーチとは、日本では「憎悪表現」とも訳されるが、広義では、「人種、民族、国籍、性などの属性を有するマイノリティの集団もしくは個人に対し、その属性を理由とする差別的表現であり、その中核にある本質的な部分は、マイノリティに対する「差別、敵意又は暴力の先導」、「差別のあらゆる先導」であり、表現による暴力、攻撃、迫害」である（師岡 2013: 48）。すなわち、単なる憎悪ではなくその根底には人種や民族、国籍、性に関する差別的な感情が存在する発言

が、ヘイトスピーチである。

ヘイトスピーチの問題は、差別的表現を行うことに加えて、そうした表現が差別的な感情を高め、差別的な行為へと扇動するところにある。そのため、表現の自由を重視する自由民主主義国家においても、ヘイトスピーチを規制する国も少なくない。ヨーロッパ諸国において、第二次世界大戦以降、ヘイトスピーチ規制は段階的に進められてきている。一方、アメリカにおいては、ヘイトスピーチは現段階では言論の自由に含まれるものではあるが、2009年にはヘイトクライム防止法が成立している (Bleich 2012=2014: 204-205, 236-237)。すなわち、欧米諸国のヘイトスピーチへの対策としては、ヘイトスピーチそのものを規制する、またはヘイトスピーチが暴力的な行動に発展した際には重い処罰が課されることになっている。

日本において、ヘイトスピーチは主に在日韓国・朝鮮人や在日中国人といったアジア系の住民に向けられている。2013年に争点化される以前より、ヘイトスピーチ活動は一部の人々によって行われてきた。歴史的にみると、関東大震災 (1923年) の際、在日朝鮮人に対して偏見に満ちた差別的な言説が広がり、在日朝鮮人に対する虐殺行為が行われたが、これも一種のヘイトスピーチであったということは可能である。また、戦後の日本社会においても、在日の人々への差別や偏見は深く残り、在日外国人に対する指紋押捺制度が全撤廃されたのは2000年になってのことである。

近年のヘイトスピーチ活動は「在日特権を許さない会 (以下、在特会)」が中心となって行われてきた。在特会は、2007年1月20日に設立され、会長を桜井誠 (本名・高田誠) とし、インターネット上で排外主義的な記事をブログに掲載し、ヘイトスピーチ活動を行うことを通じて、その会員数を急速に増やしていった (安田 2015: 42)⁽³⁾。2008年にメディアで広く報道されたフィリピン人のカルデロン一家の事件を契機に、在特会は注目されるようになった。その後、在特会の構成員が京都朝鮮第一初級学校が学校前の公園を利用していることについて、2009年12月から2010年3月までの間に3度、校門前で拡声器で脅迫した。この事件に関して、国連人種差別撤廃委員会から懸念が表明されている。また、実行した構成員も威力業務妨害などで逮捕され、有罪判決が下されている。学校側は民事訴訟を起し、在特会側は1200万円の賠償が命じられている。

その在特会が主催となり、2013年に在日韓国・朝鮮人が多く住む鶴橋で行われたヘイトスピーチ活動で、中学生の少女が「いつまでも調子にのっとったら、南京大虐殺じゃなくて鶴橋大虐殺を実行しますよ!」と拡声器で発言した。彼女の発言は動画共有サイトなどで拡散され、日本のみならず、米国や英国で報道されることとなった (例えば Daily Mail April 8, 2013)。こうした報道は、ヘイトスピーチ活動を批判するものであった。しかし、在特会はヘイトスピーチの活動をやめることなく、2019年現在においてもヘイトスピーチ活動が行われている。

近年のヘイトスピーチ問題に関して、これまでと異なる点は、ヘイトスピーチを行うデモ行進に一般の主婦や会社員といった普通の人々が参加していること、そして憎悪表現を用いている点にある。それまでの在日の人たちへの憎悪表現は、一部の論壇誌などに限られており、右翼とされる一部の人たちによって構成されていると考えられてきた。しかし、ヘイトスピーチを行うデモや運動が展開するにつれて、こうした主張が想定された以上に存在感を有していることの危機感が高まったのである。

日本の政治においては、こうしたことを受けて、2013年3月14日に有志国会議員による抗議集会が開かれた。それ以降、日本の全国紙が差別的で攻撃的なデモという問題を「ヘイトスピーチ」

問題と名付けて報道するようになる。⁽⁴⁾だが、2014年8月に国連人種差別撤廃委員会の勧告を受けて、法規制へ動いたものの、政府与党の自民党は規制や法制化に後ろ向きな意見が少なくなかった。2015年5月には野党が共同で「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」を提出した。しかし、それに対して自民党が難色を示し、議論が進まなかった。2016年1月には大阪市が「ヘイトスピーチ対策条例」を成立させ、また野党からの批判の声が強まる中、2016年に与党自民党と公明党が法案化に動き出したのである。その背景には、国連勧告に加えて、ヘイトスピーチ活動の激化があげられよう。すなわち、ヘイトスピーチ活動が一時的なもので終わらず、継続して日本各地で見られるようになったこと、そうした活動に対して、カウンターなど批判的な声が高まっていったことが法案化の背景にあったと考えられる。2016年3月31日には参議院法務委員会の議員らがヘイトデモの標的となった神奈川県川崎市桜本を視察している。ヘイトスピーチへの法規制として、2016年5月24日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、ヘイトスピーチ対策法）」が成立した。この対策法は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を解消するために、教育の充実と啓発活動の実施のために必要な取組みを行うとするものである。しかし、この対策法において、ヘイトスピーチ活動の解消は地方自治体を中心となって行うものとされており、ヘイトスピーチを行った人や集団、組織に対する処罰は明記されていないため、対策が不十分であるとの批判の声も少なくない。⁽⁵⁾

本論では、在日韓国・朝鮮人が多く居住する神奈川県川崎市で行われたヘイトデモの報道を取り上げる。川崎市のヘイトデモでは、カウンターが取り囲み中止を訴える活動も見られた。また川崎の在日コリアン3世の女性がメディアの取材に応え、議員に手紙を書くなどの活動を行ったことはヘイトスピーチ対策法が可決する後押しとなったとも言われている。本論で取り上げる川崎の事例とは、ヘイトスピーチ対策法が成立した翌週末に、「川崎発！日本浄化デモ」と称したヘイトデモがインターネット上で呼びかけられ、川崎市でヘイトデモとカウンターデモが対峙する様子の報道である。この事件は、多くのメディアで大々的に報道され、カウンターデモ側がヘイトデモを追い返したことでヘイトスピーチ対策法の有効性を一定程度示すこととなった。この事件の報道は、ヘイトスピーチ対策により、社会の統合が訴えられるものであったと考えられる。しかし、ヘイトスピーチの報道によって浮き彫りにされた社会的な分断は、継続している。以下では、異議申し立て活動という「分裂的な」メディア・イベントによる「社会の統合」という論理と、「社会の分断」という論理が競合する過程を提示する。

3-2. 川崎ヘイトデモの経緯と「分裂」の論理

神奈川県川崎市では2013年5月12日からヘイトデモが行われてきた。それまでは、JR川崎駅周辺の繁華街や市役所周辺の大通りを用いたコースであった。しかし、2015年11月8日のデモは、これまでとは異なるルートで川崎市の在日コリアンが多く住む桜本で行おうと企画されていたのである。コリアンタウンを対象にヘイトデモを行うことは、2013年の東京都新宿区の新大久保でのヘイトデモ以降、実施されていなかった（神奈川新聞「時代の正体」取材班編 2016: 20）。

そのデモは、在特会の会長である桜井誠が代表を務める「行動する保守運動」のウェブサイトで「川崎発！日本浄化デモ【反日を許すな】」と呼び掛けられたものであった。それに対して、対レイシスト抗議集団（C.R.A.C.）がそれまでも行ってきたヘイトスピーチデモが行われる際にツイッ

ターなどで情報を流していた「ヘイトアラート (Hate Alert)」で、桜本で行われる計画を明らかにした。こうした情報を受けて、C.R.A.C. のメンバーや住民が川崎警察署に連絡したが、デモは中止にされることはなかった。11月8日、14人のヘイトデモ参加者に対し、100人を越える警察官、約300人の地元住民やカウンターが川崎に集合した。ヘイトデモは出発したものの、当日に警察と調整のうえルート変更し、最終的に桜本地区へは向かわずに別のルートを通っていった(神奈川新聞「時代の正体」取材班編 2016: 22)。

2015年11月22日、東京都内ではヘイトデモを反対する市民が集まり、「東京大行進 2015」が新宿で開催され、約2500人が参加した。しかし、その3日後の11月26日、行動する保守運動のサイトで「川崎発! 日本浄化デモ『第二弾』【反日を許すな】」が呼びかけられた。2016年1月31日を予定とし、「川崎の桜本が日本である事が理解不能な、頭の悪い反日勢力は日本から出て行け〜!」とシュプレヒコールを書き込み、桜本地区を対象とすることが暗示されていた。それに対し、2016年1月に結成された「『ヘイトスピーチを許さない』かわさき市民ネットワーク」が1月23日に集会を開き、13歳の中学生がスピーチを行った。こうした市民ネットワークの動きは、様々なメディアで取材され、注目を集めた。⁽⁶⁾

1月31日のヘイトデモ当日、デモ参加者の集合場所となった公園の周りには、1000人程度のカウンター参加者が集まった。対して、ヘイトデモ参加者は60人であった。カウンター参加者が公園の出入り口を塞ごうとしたものの、神奈川県警の機動隊員が遮り、ヘイトデモは公園を出発した。ヘイトデモは、桜本地区に続く道まで進んだが、カウンター参加者らが道路に座り込んで対抗した。それに対し、神奈川県警は道路交通法違反であると警告を繰り返した。カウンターと警察、ヘイトデモが対峙し、ヘイトデモはルートを変更し戻っていった。ヘイトデモ参加者らは、川崎駅の改札を通るまで、神奈川県警に「保護」されて帰っていったのである。この一連の出来事について、カウンターの参加者である崔江以子は「権力による差別への加担」、「あの日味わったのは、絶望という言葉では足りない絶望だった」と述べた(同: 62)。

ヘイトスピーチに対して、法制化の議論が国会で始まり、3月22日の参院法務委員会で崔は参考人質疑に招かれた。そこで、ヘイトスピーチ規制が表現の自由を侵害するのではないかという見解に対し、そういう段階ではないとした上で、法規制ではなく「対抗言論で解決してもらえたら、ぜひ現場に来て、ヘイトスピーチする人たちを言論をもって、皆さんで説得をして改心させてください」と述べた。この質疑の後、3月31日、参院法務委員の議員が桜本地区を視察した。

こうしたヘイトデモの一連の報道を通じて、ヘイトスピーチの被害者と、行政側との問題認識の差異、すなわち「分裂」の論理がメディアを介して伝えられることとなった。加えて、ヘイトスピーチ問題に置ける「中立性」とは何かを問う出来事が生じる。3月20日、川崎駅前右派政治団体「維新政党・新風」の街宣活動中、参加者がヘイトスピーチに抗議した男性を暴行したにもかかわらず、警備に当たっていた警察官は制止しなかった。抗議の声が上がったことで、一週間後に容疑者は逮捕された。また、3月27日には、東京の新大久保のコリアンタウンでのヘイトデモに抗議をしていた3名の女性が警察官に突き飛ばされ、「強制的に」排除された。警察側は、「中立」「公正」である必要があるため、ヘイトデモにもカウンターにも肩入れしないという立場を示したが、こうした警察側に対する批判の声がツイッターを中心に広まっていった。他方、全国紙は、こうした出来事を大きく取り上げることはなく、また取り上げたとしても被害者側にも問題があった

ことを暗示するものもあった。例えば、『毎日新聞』（2016年3月30日）では、川崎駅前の事件を「県警公安1課によると、被害者の男性はハンドマイクで抗議の声を上げていたという」と説明している。このように、問題に対する中立的な姿勢が問題の解決にはつながらず、むしろ深刻化に寄与することは、社会紛争の研究でもしばしば指摘されてきた。⁽⁷⁾さらに、先述した「かわさき市民ネットワーク」の結成会見では、カウンターが用いている表現もヘイトスピーチに含まれるのではないかという質問もなされている（同：42）。

このように、ヘイトデモとその被害者に関する一連の報道を通じて、「中立性」批判の声が広がり、日本社会の秩序維持に寄与する国会、警察側とヘイトデモの被害者側との分裂的な状況が明らかになっていった。また、ヘイトスピーチ問題が大きな注目を集めつつある中、「ヘイトスピーチを行っているデモ」対「ヘイトデモにも近い表現を用いるカウンター」という傍観者的な図式が提示される一方で、ヘイトデモは警察という国家権力や全国紙に守られているという見解が広まっていったのである。カウンター側やマイノリティの人々は、自身たちが社会で人権が保障される対象ではないと考え、カウンターに参加しないまでもヘイトスピーチを否定的に捉える人々は、この一連のヘイトスピーチが、日本社会の人種差別が表面化したということ以上に、日本社会の秩序維持に関連することを認識するに至った。

このように、メディアでは分裂的な状況が提示される中、2016年5月24日、ヘイトスピーチ対策法が成立した。翌日、「かわさき市民ネットワーク」が記者会見をし、6月5日に川崎市内でヘイトデモ「川崎発！日本浄化デモ第3弾！」が行われる予定であり、デモの中止などを警察などに求める方針を明らかにした。また、5月27日には横浜地裁川崎支部に対し、在日コリアンの男性が理事長を勤める社会福祉法人が、6月5日のデモ禁止を求める仮処分を申し立てた。川崎市は5月30日付で「不当な差別的言動を行う恐れがある」として、ヘイトデモの集合地である公園の使用を不許可とし、6月2日には横浜地裁川崎支部は川崎市桜本にある社会福祉法人から半径500メートル以内でのデモを禁止する仮処分を決定した。それに対し、主催者である行動する保守運動は川崎市中原区に場所を変えて実施するため、神奈川県警に道路使用許可を申請しており、6月3日に道路使用許可が下りた。川崎市、横浜地裁、神奈川県警の対応が分かれたことで、当日のヘイトデモがどうなるのかが注目され、6月5日に様々なメディアが取材に訪れ多くの人に関心を寄せることとなった。

3-3. ヘイトスピーチ対策法の報道と「統合」の論理：TBS『報道特集』と『報道の魂』を事例に

本論で取り上げるTBSは川崎のデモを積極的に報道し続けた放送局である。ここでは、そのTBSの報道番組『報道特集』⁽⁸⁾が6月5日のデモをどのように報道し、その後ドキュメンタリーとしてまとめたのか分析する。

ヘイトスピーチ対策法施行後初のヘイトデモは6月5日、川崎市で予定されていたが、ヘイトデモ開始時刻の1時間前にカウンターが集合し、集会を始めた。続々と集まってくるカウンターの人たちは数百人にのぼった。ヘイトデモの参加者は十数人と少なく、数百人に囲まれて混乱が生じ、ヘイトデモは出発することなく中止となった。カウンター側の崔江以子とその息子がヘイトデモの主催者に、「共に生きよう」と呼びかける手紙を手渡した。

このヘイトデモでは、これまでの「分裂」の論理とは異なり、以下に見るように、ヘイトスピー

チ対策法を通じて社会の統合が促されるという、「統合」の論理として報道された。TBSは、この一連の過程を6月11日土曜日の報道特集で30分程度の特集を組んで報道した。特集の見出しは「ヘイトスピーチ対策法で何が変わったか」であり、キャスターは「自治体や警察の対応は変わったのでしょうか」と問いかけた。そして6月5日の現場の映像を流しながら、ナレーションで「これまでのデモでは警察官はデモの参加者たちを守り、反対する市民と対峙するような形で警備についていた。しかし、対策法施行後初となる今回のデモでは、これまでとは逆に、ヘイトデモの参加者たちのほうに向かって立っていた」と流した。そうしたナレーションを流したうえで、6月5日の現場にいた崔親子にインタビューを放送している。彼女らは「もうステージが違う。対立から対話へと変わった」「絶望からの希望が見えた日だになって」、(手紙を)「受け取ってもらえたことが、大きな一歩につながればいいな」と応えた。

こうした映像の後、スタジオのキャスターは以下のようにまとめた。

キャスター (女)「法律が施行されたことで、川崎市でもうすっかり意識が変わりましたよね。あの、これまでは警察がヘイトスピーチを行っている側を警備していましたので、まあ、あの、まるで見守っているかのようにでしたけれども、今回は市民の側を警察が警備していました」

キャスター (男)「対策法については、罰則規定がないことで効力が疑問視する声があったんですが、今回取材してみて、警備のあり方もそうだし、ヘイト側のプラカードや発言なんかも変わったのかなという気がしました。」

このように、ヘイトスピーチ対策法によって、ヘイトデモの実施は困難なものとなったのであり、対策法によってこの問題は解決されたといった論調であった。その約一ヵ月後の7月18日、TBSはルポルタージュ『報道の魂』⁽⁹⁾の「ヘイトスピーチ根絶へ～伝え続ける「共に生きよう」という言葉～」を放送し、崔一家に焦点を当てた。そこでも、上述の特集と同様に、ヘイトスピーチ対策法によって、川崎市、司法、警察に変化が生じたと指摘していた。2015年11月、2016年1月、2016年6月のヘイトデモの様子を報道し、警察の対応がどのように変わったのかを強調した。

例えば、2015年11月の様子では、ヘイトデモと共に歩く警察の姿(『報道の魂』4分49秒)、2016年1月には、桜本地区にヘイトデモを入れないように座り込みで対抗する市民と警察が対峙する姿(『報道の魂』4分58秒)が放送された。これら2回のデモでは、カウンターがヘイトデモ参加者の行く手をさえぎることは、警察がヘイトデモ参加者を警備しているため困難であった。しかし、2016年6月のヘイトデモでは、カウンターがヘイトデモを取り囲んで動けなくすることが可能となっており、警察の警備対象が変わったことが明確にわかるように提示されている。その上で、ナレーションは「警察はデモの中止を促していました」(『報道の魂』21分20秒)と語りかけており、ヘイトスピーチ対策法で大きく変化したことが強調されたのである。

その上で、崔親子がヘイトデモ主催者に渡した手紙の内容の「加害、被害の関係から、今このときを共に生きる一人の人間どうしとして出会いなおしませんか。」「桜本の若者やこどもたちは、『共に生きよう。共に幸せに』とメッセージを綴りました。」をナレーションが読み上げて紹介した。その後、崔の「ヘイトスピーチが許されないと示されている中で、できなくてやれないのでは

なくて、ヘイトスピーチをする人たちの良心でもってやめてほしいというのが私たちの願いなので、届け続けたいです」との発言を報じた。最後に、6月半ばの崔の活動の様子を伝えながら、「ずっと伝え続けています。『共に生きよう』と」というナレーションで番組を終えた。

メディア・イベントとしてのヘイトデモは、分裂の論理が提示され続けてきたが、これらの番組から明らかなように、ヘイトスピーチ対策法成立後は、「共に生きよう」という社会の統合が語られた。対策法成立による、分裂的な状況にあった社会の秩序の回復が語られた。分裂の象徴として位置づけられていた警察が、秩序の回復の象徴として取り上げられたといえる。

4. 「中立性」批判と「分裂」の明確化

ヘイトスピーチ対策法施行後初のヘイトデモは、メディアで大きく注目され、いくつものメディアで報道された。このTBSの一連の報道は、ヘイトスピーチ対策法が施行されたことで、ヘイトスピーチデモは減少するだろうという論調であった。対策法によって社会的な分裂は減少し、社会の「統合」が果たされるであろうという物語がつむがれていたのである。

しかし、現実的にはその社会的統合が果たされているとは言いがたいのが現状である。ヘイトスピーチ対策法が国会で審議されているときから、ヘイトスピーチに対して罰則がないことから抑止効果が疑問視されていた。そのため、ヘイトデモは現在においても続いている。ヘイトデモがメディアで報道されることは減少したが、インターネット上ではヘイトデモに対する批判的な声が少なくない。注目すべき点は、インターネット上では、上述の事例で取り上げたように、警察がヘイトデモ側についているという批判が少なくないということである。

例えば、Twitterでは、ヘイトデモが生じると、ハッシュタグでヘイトデモの日付とヘイトデモを許さないというメッセージが発信され、共有される。そこでは、ヘイトデモが警察によって警備されて行われていることが強調されている。2019年3月9日、「朝鮮学校襲撃事件」の「10周年を祝う」ヘイトデモが京都で行われた。その様子は、「#0309NoHate 京都」で批判の声と共に共有された。そこでは、多くの警察官が動員されていたことが動画で共有され、これについて、「届けさえだしやヘイトスピーチし放題で、タダで百人からの警察官に守られて大通りを練り歩けるんだからネオナチやめられんわな。」(@AnomalaCuprea 2019年3月9日)や、「何が悲しくて税金でヘイトのボディガード代を出さなきゃいけないのか」(@hiranok 2019年3月9日)、「異様な光景」(@rcampbelltokyo 2019年3月9日)といった声が見られた。

その後、2019年5月12日に行われた川崎市でのヘイトデモについては、「#0512川崎ヘイト街宣を許すな」で批判的な意見が共有された。例えば、前日の5月11日には、以前に行われたヘイトデモ参加者と、それを警備する警察官の動画がアップロードされ、「こうやって過剰警備するから差別主義者が付け上がるんだよ！」(@evil_keidash 2019年5月11日)と述べられており、2500以上リツイートされている。

このように、2016年の川崎のヘイトデモの報道で用いられた「中立性」批判が、Twitter上でも用いられている。こうした批判の多くは、同様の形式で行われている。ヘイトデモ、カウンターの双方において行為がパターン化し、儀礼化されつつある。すなわち、ヘイトデモの実行者や参加者は、ヘイトスピーチのデモの申請することで警察が多く集まり警備が入ることを理解し、それによって注目を集めており、こうした行為はパターン化されている。多くの観光客が集まるような銀

座や京都といった場所では、カウンター参加者も多くなり、より多くの警察官が配備されることとなる。

一方、カウンター側も、ヘイトデモが行われる際、ハッシュタグを通じて情報の共有を行っている。そのハッシュタグではヘイトデモが行われる日付と場所が明示されており、こうした情報共有がカウンター参加者や、参加しないまでもヘイトデモを否定する人々によってパターン化している。加えて、なぜヘイトスピーチ対策法ができたにもかかわらず、未だにヘイトスピーチが警察によって許可され、デモが警備されるのかという批判が加えられ、それにより、ヘイトスピーチは未だに根絶していないこと、そしてヘイトスピーチが許可されることに対する不信や疑問が浮き彫りとなっている。すなわち、警察の警備に注目するという理解のフレームワークが構築されているのである。

ヘイトデモ、カウンターの双方の参加者が、儀礼的な行為を行うことで、凝集性を高めている。ヘイトスピーチ対策法直後のヘイトデモとカウンターは、社会的統合を提示したメディア・イベントであった。しかし、それに至るまでの過程で提示されていた、その分裂の論理がその後の理解のフレームワークを構築し、その結果、社会の分裂を明示することとなったのである。

5. おわりに

本論では、メディア・イベント論の近年の動向を提示しながら、社会の分裂を促し、混乱を生じさせる出来事に焦点を当てたメディア・イベント論に修正を加えてきた。従来のメディア・イベント論では社会の統合という点に焦点を当てられてきたが、社会の分裂といった機能に関しては言及されつつも十分に研究されてきたとは言いがたいものであった。本論では、意味づけをめぐる闘争としてのメディア・イベントという観点を提示したが、こうした枠組みを用いることで、社会の統合のみならず、社会の分裂に関しても分析することが可能になると考える。今後は、この意味づけをめぐる闘争としてのメディア・イベントという観点から、日本社会で生じた様々な現象を分析し、発展させていくことが求められる。

「大規模な」オーディエンスを獲得する「祝祭的な」イベントとしてのメディア・イベントは減少しつつある。こうしたことから、本論では祝祭的ではない「分裂的な」イベントを分析してきた。しかし、大規模なオーディエンスに同時に訴える能力やそのための資源のコントロールは、現在の環境においても依然として重要な政治的闘争の対象である。すなわち、ダヤーンとカツツが当初想定したような「祝祭」としてのメディア・イベントは困難となっているが、それとは異なる形で、大規模なオーディエンスを獲得しようとする試みは続いている。むしろメディア・イベントは大規模なオーディエンスを獲得する一つのメディアの形式として維持されていくことになるだろう (Hepp and Couldry 2010: 5; Couldry 2012: 80)。

【謝辞】本研究はJSPS 科研費 JP19K20931 の助成を受けたものである。

参考文献

Bleich, E. (2012=2014) *The Freedom to Be Racist?: How the United States and Europe Struggle to Preserve*

- Freedom and Combat Racism*. Oxford: Oxford University Press (明戸隆浩ほか訳『ヘイトスピーチ：表現の自由はどこまで認められるのか』明石書店)
- Carey, J. W. (2009) *Communication as Culture: Revised Edition*. New York: Routledge.
- Couldry, N. (2003) *Media Ritual: A Critical Approach*. London: Routledge.
- Couldry, N. (2012=2018) *Media, Society, World: Social Theory And Digital Media Practice*. Cambridge: Polity. (山腰修三監訳『メディア・社会・世界：デジタルメディアと社会理論』慶應義塾大学出版会)
- Daily Mail (April 8, 2013) "I hate Koreans so much! Japanese girl's anti-North Korea rant goes viral after rogue state threatens to nuke the West" (閲覧日：2019年5月16日) <https://www.dailymail.co.uk/news/article-2305900/Japanese-girls-anti-North-Korea-rant-goes-viral-rogue-state-threatens-nuke-West.html>
- Dayan, D. and Katz, E. (1992=1996) *Media Events: The Live Broadcasting of History*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (浅見克彦訳『メディア・イベント：歴史をつくるメディア・セレモニー』青弓社)
- Dayan, D. (2010) "Beyond Media Events: Disenchantment, Derailment, Disruption." Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events In A Global Age*. London: Routledge, pp.23-31.
- Durkheim, E. (1912=2014) *Les Formes Élémentaires de la Vie Religieuse: Le Système Totémique en Australie*. (山崎亮訳『宗教生活の基本形態：オーストラリアにおけるトーテム体系（上）（下）』ちくま学芸文庫)
- Evans, M. (2018) "Media Events in Contexts of Transition: Sites of Hope, Disruption and Protest." *Media, Culture & Society*, 40 (1) :139-142.
- 樋口直人 (2014) 『日本型排外主義：在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会。
- Hepp, A. and Couldry, N. (2010) "Introduction: Media Events in Globalized Media Cultures." Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.1-20.
- 飯田豊・立石祥子編 (2017) 『現代メディア・イベント論：パブリック・ビューイングからゲーム実況まで』勁草書房。
- 神奈川新聞「時代の正体」取材班 (2016) 『ヘイトデモをとめた街：川崎・桜本の人びと』現代思潮新社。
- Katz, E. and Liebes, T. (2010) "'No More Peace!' How Disaster, Terror and War Have Upstaged Media Events." Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.32-42.
- Liebes, T. (1998) "Television's Disaster Marathons: A Danger for Democratic Processes?" In Liebes, T and Curran J. (Eds.) *Media, Ritual and Identity*. New York: Routledge.
- 師岡康子 (2013) 『ヘイトスピーチとは何か』岩波新書。
- 毛利嘉孝 (2003) 『文化＝政治』月曜社。
- 大石裕 (2005) 『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房。
- Scannell, P. (2014) *Television and the Meaning of Live*. Cambridge: Polity.
- Schattschneider, E. E. (1960=1972) *The Semi-Sovereign People: A Realist's View of Democracy in America*. New York: Holt, Rinehart and Winston. (内山秀夫訳『半主権人民』而立書房)
- Sonnevend, J. (2018) "The Lasting Charm of Media Events," *Media, Culture & Society*, 40 (1) : 122-126.
- Stepinska, A. (2010) "9/11 and the Transformation of Globalized Media Events." Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.203-216.

津金澤聰広編 (1996) 『近代日本のメディア・イベント』 同文館。

津金澤聰広編 (2002) 『戦後日本のメディア・イベント』 世界思想社。

安田浩一 (2015) 『ヘイトスピーチ——「愛国者」たちの憎悪と暴力』 文春新書。

吉見俊哉 (1996) 「メディア・イベント概念の諸相」 津金澤聰広編著 『近代日本のメディア・イベント』 同文館。

吉見俊哉 (2002) 「メディア・イベントとしての「御成婚」」 津金澤聰広編著 『戦後日本のメディア・イベント』 世界思想社。

Twitter アカウント

キャンベル、ロバート (@rcampbelltokyo, 2019年3月9日)

<https://twitter.com/rcampbelltokyo/status/1104556807337336833> (閲覧日: 2019年6月6日)

クラック川崎 (@crac_kawasaki) https://twitter.com/crac_kawasaki (閲覧日: 2019年6月2日)

KanabunGilles (@AnomalaCuprea, 2019年3月8日)

<https://twitter.com/AnomalaCuprea/status/1104278687799623682> (閲覧日: 2019年6月6日)

K'Dash (@evil_keidash, 2019年5月11日)

https://twitter.com/evil_keidash/status/1127454786461134849 (閲覧日: 2019年6月6日)

平野啓一郎 (@hiranok, 2019年3月9日)

<https://twitter.com/hiranok/status/1104550367298314241> (閲覧日: 2019年6月6日)

ホームページ

C.R.A.C. <https://crac.jp/> (閲覧日: 2019年6月2日)

行動する保守運動

川崎発! 日本浄化デモ【反日を許すな】(閲覧日: 2019年5月23日)

<http://www.koudouhosyu.info/skantou/scheduler.cgi?mode=view&no=883>

川崎発 日本浄化デモ『第二弾!』【反日を許すな】(閲覧日: 2019年5月23日)

<http://www.koudouhosyu.info/skantou/scheduler.cgi?mode=view&no=909>

川崎発! 日本浄化デモ第3弾!(閲覧日: 2019年5月26日)

<http://www.koudouhosyu.info/skantou/scheduler.cgi?mode=view&no=1013>

- (1) 吉見(1996: 26)によると、メディア・イベントは①高校野球やメディア主催の美術展などを指す「メディアが主催するイベント」、②ロイヤルウエディングなど「メディアに媒介されるイベント」、③浅間山荘事件などを指す「メディアによってイベント化される現実」の三つに分けられるとしている。この分類に当てはめると、ダヤーンとカツのメディア・イベントは②に、そして本論で論じる分裂的なメディア・イベントは③に該当すると考えられる。
- (2) このメディア・イベントの事前の計画性という点は、事件・事故といった予期せぬ出来事と、我々が意図的に起こすことができる出来事との間には基本的な差異があるという考えによるものである。
- (3) 在特会の構成員に関しては、安田(2015)、樋口(2014)が参考になる。
- (4) それまでもこうした攻撃的で差別的なデモは報道されていたが、日本の全国紙が初めて「ヘイトスピーチ」という言葉で言及したのは2013年3月18日の『朝日新聞』と『毎日新聞』であり、『読売新聞』は

2013年6月、『産経新聞』は2013年8月であった。

- (5) 2019年6月24日、川崎市は、市内でヘイトスピーチを行った者に対し、50万円以下の罰金を科すことを盛り込んだ差別撤廃条例の素案を公表し、地方自治体では刑事告発を行う可能性が現在、議論されている(2019年6月26日現在)。
- (6) 例えば、2016年5月4日の『朝日新聞』「差別のない社会 13歳の願い」など。
- (7) 紛争の拡大に関しては、シャットシュナイダー(1960=1972)を参照。
- (8) 『報道特集』は、毎週土曜日17時30分から18時50分まで放送している報道番組で、社会問題などを特集して扱うことが多い。
- (9) 『報道の魂』は毎月第一・第三月曜日の1時20分から1時50分に放送されていた、ルポルタージュ、ドキュメンタリー番組である。2017年4月以降、『報道の魂』は『JNNドキュメンタリー ザ・フォーカス』に改題した。

